

特 集

—臓器移植・人工臓器・再生医療の現況—

臓器移植の現状について

公益財団法人栃木県臓器移植推進協会 臓器移植コーディネーター

五反田 真弓

(1) 臓器移植法施行から 20 年

1997年に臓器の移植に関する法律が施行されて20年が経過しました。

日本では、1968年に札幌医科大学で行われた日本初の和田心臓移植の後、長い移植医療の低迷期が続きましたが、1997年に「臓器の移植に関する法律」が施行され、本格的な臓器移植の幕開けと期待されました。しかし「脳死」という新しい死の概念が理解されにくかったことや、厳格な法制度により、臓器提供は思うように進みませんでした。このため、国内では移植が叶わない小さな臓器を必要とする子供や、待機患者の中には、海外での移植手術に踏み切らざるを得ない人も出てきました。2008年、国際移植学会での海外への渡航移植の規制強化を唱えた「イスタンブール宣言」がきっかけとな

り、日本では2010年に改正臓器移植法が施行されました。主な改正点は、本人の意思が不明でも、家族の承諾で臓器提供ができるようになり、それにより15歳未満の子供からの提供も可能となったこと、親族への優先提供の意思表示が可能となったこと等が挙げられます。

(2) 臓器移植の現況

臓器提供は(図1)のとおり年間100件前後で推移していますが、法改正後は脳死下臓器提供が増加し、心停止後の臓器提供が減少傾向にあります。

また、2010年の改正法施行後から2018年5月31日まで間に、脳死下臓器提供は442件行われており、このうち、本人の書面による意思表示がなく家族の承諾に基づく提供は351名と77.0%にのぼっています(図2)。小児の脳死判定基準が適応される6歳未満からの臓器提

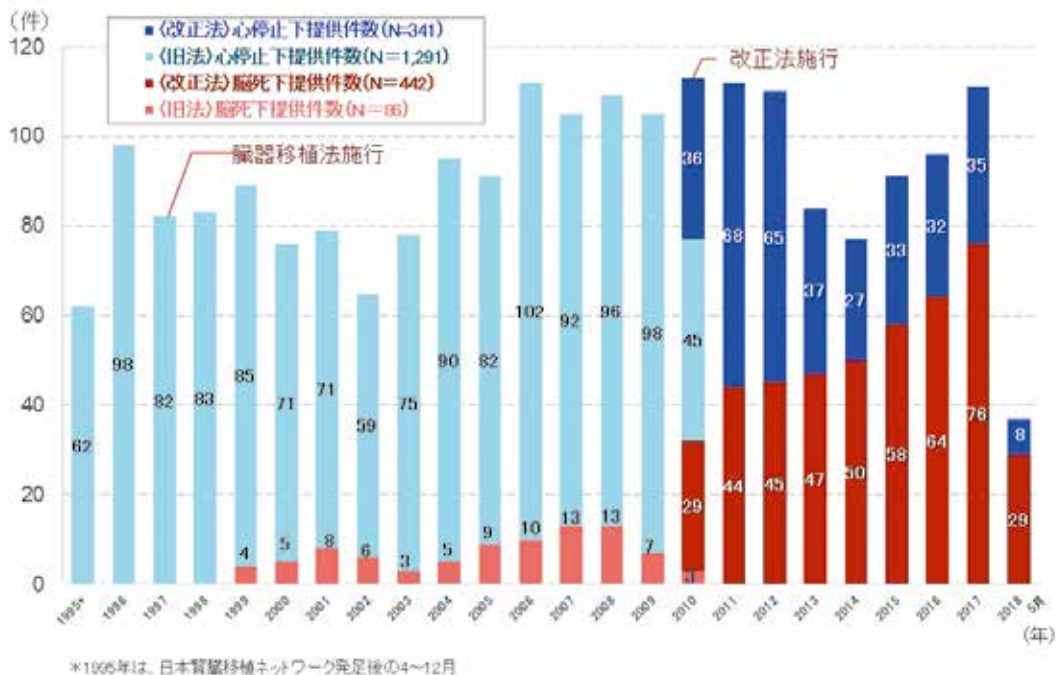


図1 臓器提供数の年次推移

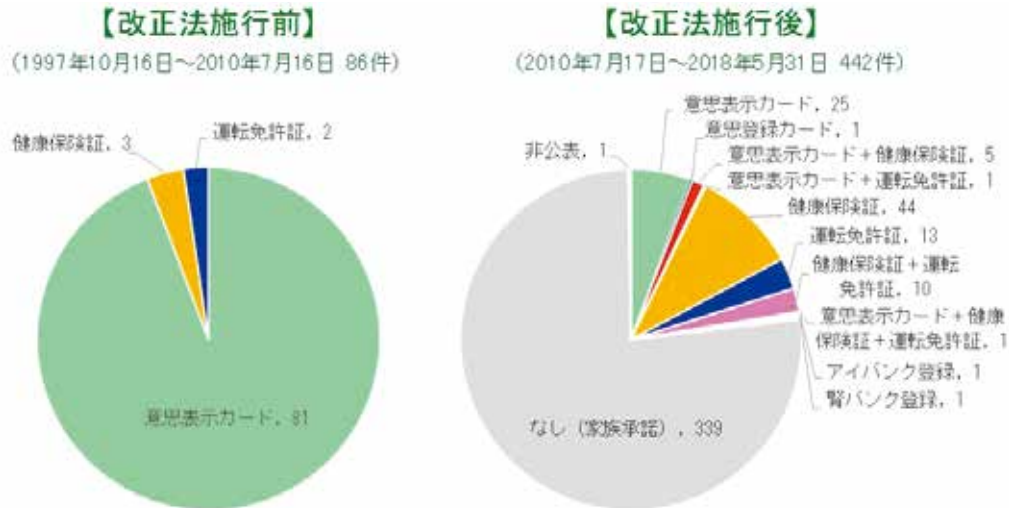


図2 脳死下臓器提供者の本人の意思表示
改正臓器移植法施行前後の比較 (1997年10月16日～2018年5月31日, 提供528件)

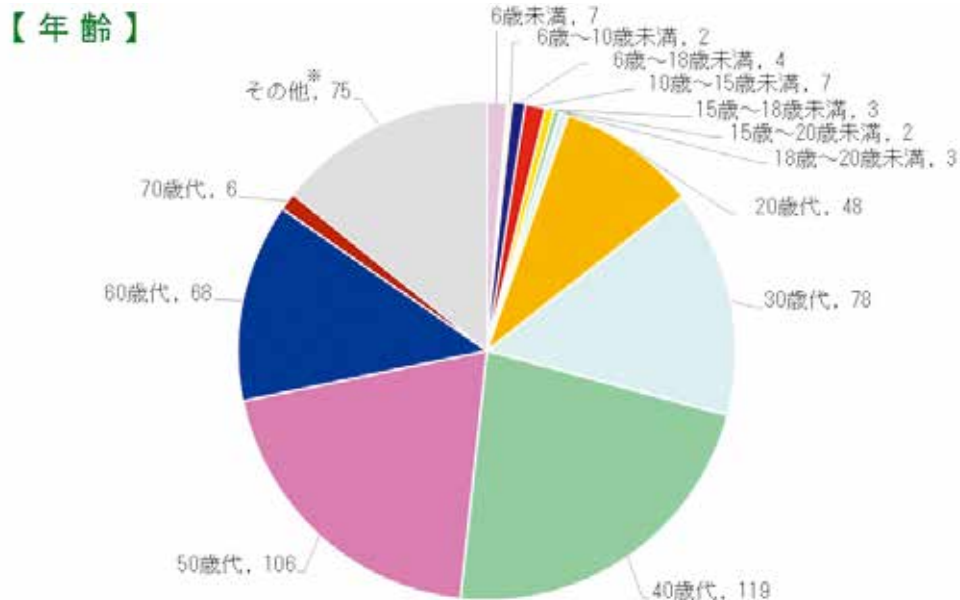


図3 脳死下臓器提供者の内訳
(1997年10月16日～2018年5月31日, 提供528件)

供も7件ありました(図3)。

栃木県では、改正法施行後に県内初の脳死下臓器提供が行われて以降、これまでに12人の方の提供により46人の移植が必要な方が救われています。

現在、(公社)日本臓器移植ネットワークに移植希望登録をされている方は13,515人います。平均待機期間は、心臓が約2.9年、肺が2.4年、肝臓が1.3年、膵臓が3.6年、腎臓は14.6年と依然として厳しい状況が続いております。

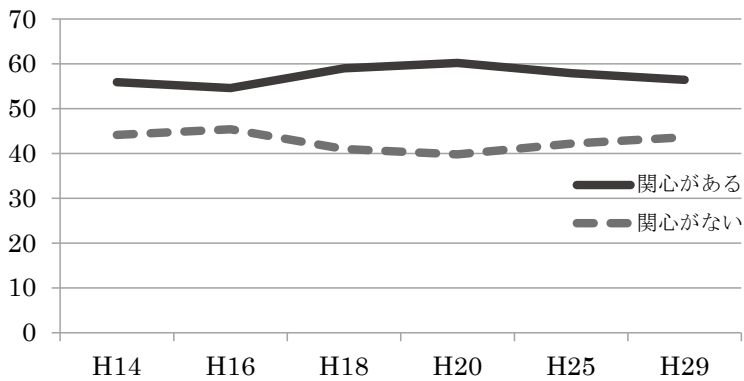
移植医療はまだ日常的な医療になっていないのが現状です。

(3) 世論調査

2017年の内閣府世論調査によると、臓器移植に対する関心度は50%を越えて推移しています(図4)。

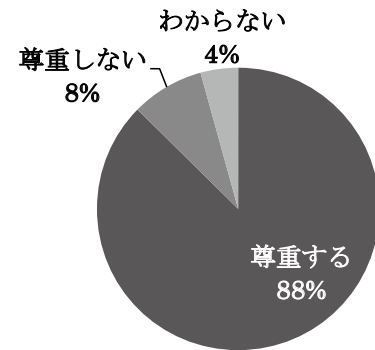
また、家族が臓器提供の意思を表示していた場合、88%の人が「その意思を尊重する」と答えています(図5)。

いざというとき、本人の意思表示が家族の意思決定に対して大きな支えとなることがわかります。



(平成29年内閣府世論調査結果)

図4 臓器移植に対する関心度



(平成29年内閣府世論調査結果)

図5 家族が脳死または心停止下で提供意思を表示していた場合の対応

(4) 今後の臓器移植に関する取り組み

厚生労働省と(公社)日本臓器移植ネットワークでは、今後の課題として、大きく二つあげています。一つには、国民へのさらなる普及啓発です。特に、運転免許証や健康保険証などの意思表示欄へ記載を促しています。

もう一つは医療機関(臓器提供施設、移植施設)への負担軽減です。

救急医療等の関連分野で高度な医療を行うなど、限定されている脳死下臓器提供施設においては、移植を行う体制が整備されていないために脳死臓器提供に対応できない施設があります。そのような施設に対して体制整備の支援を行います。また、重篤な患者の家族に臓器提供

の機会があることを切り出す主治医の負担軽減として、院内の第三者による、新たな選択肢提示を検討しています。

移植施設に対しては、脳死臓器提供の増加に伴い、摘出チームの対応が困難になる状況が考えられることから、チーム間の互助制度を検討しています。

(公社)日本臓器移植ネットワークでは、常に人員不足が問題となっている臓器移植コーディネーターについて、養成のあり方などを再検討しているところです。

「臓器を提供したい」という尊い意思を確実に活かすことができるように、各関係機関と協力連携していくことが、移植医療に携わる私たちに課せられた使命だと考えております。